

令和3年度（2021年度）居住環境整備補助金の留意事項等について

【昨年度からの変更点】

1 申請書類等への押印の見直しについて

(1) 各種申請様式と氏名欄の記載方法

この度、市では、各種申請書類等への押印規定の見直しを行いました。主な変更点は次のとおりです。

- ①押印の義務は廃止します。（これまでどおり記名+押印いただくことも可能です。）
- ②申請者本人から提出されたと確認できる本人確認書類の提出・提示が原則必要です。
次のいずれかに該当する場合は本人確認書類の提出・提示を省略できます。
 - ア 氏名欄に自署（手書き）している場合
 - イ 氏名欄に記名+押印がある場合

詳細は記入例や本人確認書類の例を参照してください。

申請書等の申請者の氏名欄の記載方法に応じた対応を下表に示します。

書類名 氏名欄の記載方法	申請書	完了報告書・請求書・変更申請書
記名（印なし）	可 ※申請者の本人確認書類の提示・提出が必要	申請書において記名（印なし）とした場合可 ※申請者の本人確認書類の提示・提出が必要
自署（手書き）	可	申請書において自署（手書き）とした場合可
記名+押印 【昨年度と同じ方式】	可	申請書において記名+押印とした場合可

※マンション管理組合の場合は取り扱いが異なりますので、記入例を参照してください。

申請書の氏名欄で採用した記載方法で、完了報告書以降の書類の氏名欄の記載方法を統一してください。

【例】

- ・申請書の氏名欄を記名（印なし）とした場合は、完了報告書等すべて記名（印なし）とする。
※記名（印なし）とした場合は本人確認書類の提示又は提出が必要です。
- ・申請書の氏名欄を自署（手書き）とした場合、完了報告書等すべて自署（手書き）とする。
- ・申請書の氏名欄を記名+押印とした場合は、完了報告書等すべて記名+押印とする。

（参考）共有者がいる場合の委任状について

共有者がいる場合に必要としている委任状については委任者（申請者ではない共有者）の氏名欄の記載方法は次のいずれかとしてください

- ①記名（印なし）とし、本人確認書類の添付
- ②自署（手書き）
- ③記名+押印

(2) 申請書等の訂正方法

申請書等を修正する必要がある場合の、申請書等の氏名欄の方法に応じた対応を下表に示します。なお、記名+押印の場合はこれまでどおりの扱いです。

氏名欄の記載方法	訂正方法
署名（手書き）とした場合	次のいずれかにより対応 ①訂正箇所には2重線を引き、上部に訂正内容を記入。その上でできるだけ近い場所に署名を記入 ②再提出
記名（印なし）とした場合	修正不可のため、再提出

【昨年度からの変更点（続き）】

2 補助対象者の拡充

補助の対象者は、これまで市内に住所を有する者としていましたが、市内への転入予定者についても補助対象者とします。

ただし、完了報告までに補助対象住宅に住所を異動している必要があります。

3 新たな補助対象改修工事

以下の3つの工事を新たに補助対象改修工事として追加しました。

新設した改修工事	工事内容	最低工事費	補助額
ワークスペース設置改修工事	・間取り変更 ・室内の造作工事	20万円	設置費の20%以内 (上限10万円)
台風対策改修工事	・屋根瓦の緊結、葺き替え ・窓へのシャッター、雨戸の設置	25万円	設置費の20%以内 (上限10万円)
分譲マンション止水板設置工事	出入口等への止水板設置	50万円	設置費の50%以内 (上限50万円)

主な要件等

- ・ワークスペース設置改修工事については耐震性を有するものが対象です。
- ・分譲マンション止水版設置工事の補助対象者は、分譲マンションの管理組合です。

なお、「東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例」第15条の規定による管理状況の届出を行っている等の要件があります

4 補助対象改修工事等の適正な保全

申請者は工事完了後、10年以上、工事個所を適正に保全する必要があります（補助要綱第5条第2項）。

5 交付決定から工事着手の期間について

補助金の交付決定を受けてから、概ね1～2週間以内に補助対象改修工事の契約を締結してください。（補助要綱第11条第3項）

6 申請受付期限について

申請の受付は令和4年（2022年）1月末までとします。

なお、工事完了期限はこれまでどおり2月末までです。

【居住環境整備補助金額について】

工事種別	最低工事費	補助率	補助上限額
バリアフリー化改修	5万円	20%	20万円
省エネルギー化改修	10万円	20%	15万円
長寿命化改修	10万円	20%	5万円
耐震改修	-	2/3	100万円
簡易耐震改修	50万円	1/2	25万円
耐震シェルター・防災ベッド設置	-	1/2	20万円
(新) ワークスペース設置改修	20万円	20%	10万円
(新) 台風対策改修	25万円	20%	10万円
(新) 分譲マンション止水版設置	50万円	1/2	50万円

【申請受付について】

受付開始日 4月14日（水）

時 間 9：30～12：00、13：00～17：00

場 所 職員会館 第2・第3会議室（市役所本庁舎別棟）※出入口は2階【別添案内図参照】

申請の受付は随時行いますが、初日は混雑が予想されるため、上記の場所で受け付けます。翌日以降は市役所5階住宅政策課で受け付けます。

なお、受付期限は令和4年（2022年）1月末ですが、予算に達した時点で受付を終了とします。

【耐震改修工事との併用について】

木造住宅の耐震改修工事を行う場合は、バリアフリー化改修工事、省エネルギー化改修工事、長寿命化改修工事、ワークスペース設置改修工事、台風対策改修工事との併用が可能です。

【工事契約の締結について】

契約締結を着手とするため、補助金の交付決定日以降の契約締結としてください。契約締結日が交付決定日より前の場合、補助の対象外となります。

【申請書類について】

〈申請書等への記入について〉

- 交付申請書・完了報告書

日付や文書番号を除いて、すべての記入欄に、漏れなく、丁寧に記入してください。

- 交付請求書

日付は空欄としてください。

その他詳細は記入例を参照してください。

〈添付書類について〉

- 書類不足の場合

添付書類は漏れなく添付してください。

添付書類が不足している申請書は原則として受付できません。書類が整い次第、改めて一式を提出してください。

- 写真

撮影の日付が入った、工事前、工事中、工事後の写真が必要です。補助対象工事個所のすべての写真を提出してください。工事実施を写真で確認できない箇所は補助対象から除外することになります。

- 工事見積書

補助対象と補助対象外の別が分かる記載内容としてください。

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

八王子市まちなみ整備部住宅政策課 042-620-7260